

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（海外流通事業者招聘支援）実施要領 新旧対照表

改 正	現 行	主な改正概要
<p>平成 30 年 3 月 30 日 決裁 平成 31 年 3 月 28 日 一部改正 令和 2 年 3 月 27 日 一部改正 令和 4 年 3 月 31 日 一部改正 <u>令和 6 年 4 月 1 日 一部改正</u></p> <p>(通則) 第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外流通事業者招聘支援に対する補助金の交付については、沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。</p> <p>(実施期間) 第 3 条 実施期間は、原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。</p> <p>(補助対象経費) 第 4 条 交付要綱別表 2 二海外流通事業者招聘支援の項の補</p>	<p>平成 30 年 3 月 30 日 決裁 平成 31 年 3 月 28 日 一部改正 令和 2 年 3 月 27 日 一部改正 令和 4 年 3 月 31 日 一部改正</p> <p>(通則) 第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外流通事業者招聘支援に対する補助金の交付については、沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。</p> <p>(実施期間) 第 3 条 実施期間は、原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。</p> <p>(補助対象経費) 第 4 条 交付要綱別表 2 二海外流通事業者招聘支援の項の補</p>	

助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。

- (1) 航空運賃
- (2) 燃油サーチャージ
- (3) 航空保険特別料金
- (4) 空港税
- (5) 沖縄県内での宿泊料
- (6) 航空券または宿泊に係る手配手数料
- (7) 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び手荷物受託手数料、保険料金（LCC を活用した場合）

2 交付要綱別表 2 二海外流通事業者招聘支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

- (1) 海外物産展で継続活用し、今後継続活用予定の販売促進員の渡航及び宿泊に係る経費
- (2) 海外流通事業者取材目的で同行したメディア関係者 1 名分の渡航及び宿泊に係る経費

3 宿泊料は、一泊あたり税込 9,800 円を上限とする。ただし、実費が 9,800 円より低い場合は、実費の 5 分の 4 を上限とする。

助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。

- (1) 航空運賃
- (2) 燃油サーチャージ
- (3) 航空保険特別料金
- (4) 空港税
- (5) 沖縄県内での宿泊料
- (6) 航空券または宿泊に係る手配手数料
- (7) 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び保険料金（LCC を活用した場合）

(8) 全国特産品流通拠点化推進事業補助金（以下、「全国特産品補助金」という。）を活用して来県した場合の航空運賃等（次に掲げるものに限る）
ア 被招聘者の県内離島への航空運賃または船舶運賃
イ 沖縄県内での宿泊料（一泊あたり税込 9,800 円を上限）

2 交付要綱別表 2 二海外流通事業者招聘支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

- (1) 海外物産展で継続活用し、今後継続活用予定の販売促進員の渡航及び宿泊に係る経費
- (2) 海外流通事業者取材目的で同行したメディア関係者 1 名分の渡航及び宿泊に係る経費

3 宿泊料は、一泊あたり税込 9,800 円を上限とする。ただし、実費が 9,800 円より低い場合は、実費の 5 分の 4 を上限とする。

1) 補助対象経費に LCC を活用した場合の手荷物受託手数料を追加

2) 全国特産品流通拠点化推進事業補助金の終了に伴い、当該条項を削除

4 招聘対象者は、当該年度内に同一人物を2回までとする。
また、招聘対象者が当該年度内に同一人物を2回目に招聘する際は、招聘期間中に県内事業者5者以上と商談を行うこと。

第5条 略

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 初回申請時のみ必要となるもの
 - ア 申請者の履歴事項全部証明書(写し可)
 - イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)
 - ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)
 - エ 誓約書・確認書(別紙1-1)
 - オ 年間計画書(別紙1-2)
- (2) 申請の都度必要となるもの
 - ア 会社概要(別紙2)
 - イ 企画書(別紙3)
 - ウ 収支計算書(別紙4)
 - エ 収支計算書内訳(別紙4-1)
 - オ 上記に係る見積書等

2 設立1年未満の事業者による申請

4 招聘対象者は、当該年度内に同一人物を2回までとする。
また、招聘対象者が当該年度内に同一人物を2回目に招聘する際は、招聘期間中に県内事業者5者以上と商談を行うこと。

第5条 略

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 初回申請時のみ必要となるもの
 - ア 申請者の履歴事項全部証明書(写し可)
 - イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)
 - ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)
 - エ 誓約書・確認書(別紙1-1)
 - オ 年間計画書(別紙1-2)
- (2) 申請の都度必要となるもの
 - ア 会社概要(別紙2)
 - イ 企画書(別紙3)
 - ウ 収支計算書(別紙4)
 - エ 収支計算書内訳(別紙4-1)
 - オ 上記に係る見積書等

2 設立1年未満の事業者による申請

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。

- (1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。
- (2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)等

3 個人事業主の証明書類

法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。

- (1) 国税事務所が発行する確定申告書
- (2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票
- (3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの

4 収支計算書内訳においては、積算した補助金基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。

- (1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。
- (2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)等

3 個人事業主の証明書類

法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。

- (1) 国税事務所が発行する確定申告書
- (2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票
- (3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの

4 交付要綱別表1 二海外流通事業者招聘支援要件のなお書きに該当する場合は、第1項に定める書類の他、次に掲げる書類を提出すること

(1) 全国特産品補助金交付申請書(写)

(2) 別紙3 企画書(写)

5 収支計算書内訳においては、積算した補助金基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に

3) 全国特産品流通拠点化推進事業補助金の終了に伴い、当該条項を削除

掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙4-2）
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 事業成果報告書（別紙5）
- (5) 売上・成約実績表（別紙5-1）
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料

2 収支計算書内訳においては、実際に支出した補助基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて報告する。

第8条～第9条 略

掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙4-2）
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 事業成果報告書（別紙5）
- (5) 売上・成約実績表（別紙5-1）
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料

2 交付要綱別表1 二海外流通事業者招聘支援要件のなお書きに該当する場合は、第1項に定める書類の他、次に掲げる書類を提出すること

- (1) 全国特産品補助金実績報告書（写）
- (2) 別紙5 事業成果報告書（写）
- (3) 別紙5-2 売上・成約実績表（写）
- (4) 航空券半券（写）等を提出すること。
- (5) その他参考となる書類

3 収支計算書内訳においては、実際に支出した補助基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて報告する。

第8条～第9条 略

4) 全国特産品流通拠点化推進事業補助金にかかるとする条項を削除